

交通安全協会補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新潟市補助金等交付規則に定めるほか、交通安全協会が行う交通安全事業に対して交付する補助金に関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 補助金の対象となる事業は次のとおりとする。

- (1) 運転者に対する交通安全研修会、講習会の開催
- (2) 運転者に対する指導、啓発物品の作成配付

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、毎年度予算で定める額とする。

(交付申請)

第4条 規則第6条の規定による補助金の交付申請を6月30日までに行わなければならない。

(実績報告)

第5条 規則第13条の規定による実績報告をしなければならない。

(実施時期)

第6条 この要綱は、昭和49年4月1日から実施し、昭和49年度分として交付する補助金から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、昭和49年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年3月31日から施行する。